

第 6 章

インドネシアのイスラーム金融制度の整備・拡充の動向

濱田 美紀

要約：

イスラーム金融の導入が本格化しはじめたインドネシアは、2 億 3 千万人という人口の約 8 割をムスリムが占めることから、今後の成長が期待されている。2002 年にインドネシア中央銀行は “ The Blueprint of Islamic Banking Development in Indonesia ” を発表し、今後 10 年間のイスラーム金融の発展のための展望をまとめた。2008 年はこの青写真における作業段階の第 2 ステージから最終段階である第 3 ステージへの移行の年であり、イスラーム銀行法などの整備が進んだ。本章では急速に進められているイスラーム金融制度の整備の様子について、イスラーム銀行の青写真を 2004 年に出された銀行部門全体の再編計画（API: Arsitektur Perbankan Indonesia）と照らし合わせ、インドネシアにおけるイスラーム金融の位置づけを確認する。

キーワード：

インドネシア イスラーム銀行 法的整備 中小企業金融 インドネシアイスラーム銀行青写真 API,

はじめに

イスラーム金融が国際金融市場における重要な金融手法としてその地位を確立しつつある中、インドネシアにおいてもイスラーム金融の導入が積極的に進められている。人口 2 億 3 千万人の約 8 割がムスリムであるインドネシアのイスラーム金融発展の可能性にインドネシア国内外で注目が集まっている。

2008 年 6 月 16 日、インドネシアは「2008 年第 21 号イスラーム銀行に関する法律」を制定した。イスラーム銀行に関する独立した法律をもつことは、イスラーム金融を促進する上での重要な基盤であり、その法律が成立したことはインドネシアのイスラーム金融関係者にとって大きな安心であり、次のステップへの確かな前進である。

世界で最大のムスリム人口を抱えながらも、インドネシアのイスラーム金融の歴史は浅

い。イスラームを含め宗教を政治から排除したスハルト政権によって、イスラームはインドネシアの政治・経済システムには組み込まれてこなかった。インドネシアにおけるイスラーム金融は、1992年に「銀行業に関する法律 1992 年第 7 号」（法律 1967 年 14 号の改正）が整備され、「利益の配分」「損益分担システム」の概念が文言として組み込まれたことに始まる。この法律の改正により、インドネシア・ムアマラット銀行（Bank Muamalat Indonesia）がインドネシアで唯一のイスラーム商業銀行として業務を開始した。しかし、インドネシア国内でイスラーム金融の活動が活発になるのは 1998 年のスハルト退陣後、金融・経済危機の混乱が収束し、落ち着きを取り戻す 2002 年以降である。

今後発展すると見込まれるインドネシアのイスラーム金融であるが、それはイスラーム金融のハブとなろうとするマレーシアやシンガポールとは、期待される役割が異なると思われる。本章では、最近のインドネシアのイスラーム金融の制度的整備の現状をまとめた上で、インドネシア金融部門におけるイスラーム金融の位置づけを確認することを目的とする。

以下ではまず、近年のイスラーム金融の拡大の様子を貸出額の推移など数値で確認した後、2002 年に中央銀行であるインドネシア銀行が出した「イスラーム銀行発展に関する青写真」に沿って、インドネシアでのイスラーム金融・イスラーム銀行促進の背景や目的、インドネシア政府の中長期的な発展計画について考察する。次に、具体的な法的・制度的整備について現時点までの進捗をまとめる。さらに 2004 年に中央銀行が発表した、銀行部門全体の再編計画（Arsitektur Perbankan Indonesia, 以下 API）と照らし合わせ、インドネシアにおけるイスラーム金融の位置づけを確認し、今後の拡大のための課題を述べる。

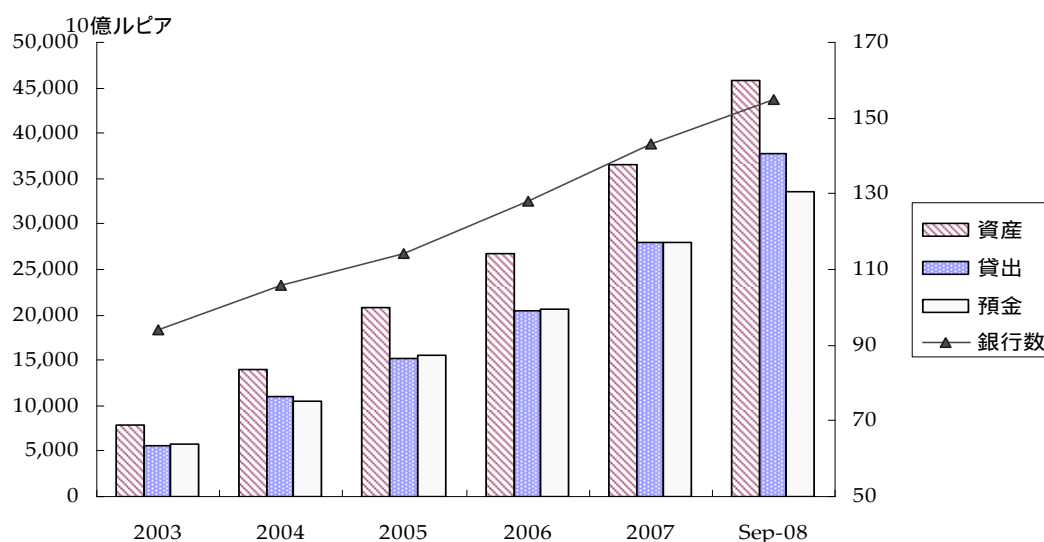
第 1 節 近年のイスラーム金融の拡大

はじめに、近年のイスラーム金融の拡大の背景について考察する。

1. イスラーム金融の現状

図 1 は、近年のイスラーム銀行数の推移と貸出量の推移である。急速に拡大している様子がうかがえる。2002 年から 2004 年にかけては資産の伸びが毎年 70%を超える。この急速な資産の伸び率がイスラーム金融に対する期待感を高めたといえる。その後伸び率は低下したものの、2007 年には 35%、2008 年には 22%という伸びを示している。こうした急速かつ継続的な拡大に意を強くした政府・中央銀行は、2008 年末までにイスラーム銀行の資産を全銀行資産の 5%まで拡大することを目標に掲げた。

(図 1) イスラーム銀行拡大 (2003 - 2008 年)



(出所) インドネシア銀行。

表 1 はポートフォリオの構成である。財の売買を介在させるコストプラス契約であるムラーバハが約 60% を占めている。イスラーム金融の重要な特徴のひとつである、損益分配方式であるムシャーラカやムダーラバはそれぞれ 19%、17% にとどまっている¹。

表 1-1 イスラーム銀行貸出し構成

	(%)		
	Dec-06	Dec-07	Nov-08
ムシャーラカ	11.4	15.8	19.2
ムダーラバ	19.9	20.0	16.7
ムラーバハ	61.8	59.2	58.8
イスティスナ	1.65	1.26	1.05
カルド	-	1.93	2.33
イジャーラ	-	1.85	2.04
その他	5.32		
合計 (百万ルピア)	20,444,907	27,944,311	38,528,984

表 1-2 第三者からの負債構成

	(%)		
	Dec-06	Dec-07	Nov-08
ワディーア当座預金	16.52	13.39	10.99
ムダーラバ貯蓄性預金	31.11	33.75	33.54
ムダーラバ定期預金	52.37	52.86	55.47
合計 (百万ルピア)	20,672,181	28,011,670	34,422,283

(出所) インドネシア銀行

損益分配に基づくムシャーラカ・ムダーラバが少ない理由のひとつに、銀行の負債構成があると関係者は指摘している。例えば損益分配方式であるムシャーラカなどへの銀行投資の原資は、表 1-2 が示すとおりほぼムダーラバ預金からなる。ムダーラバは銀行に資金を信託し、銀行が投資する事業から得られる収益の分配を受ける仕組みであり、基本的には損益分配方式により配当は銀行の投資収益の結果に依存する。しかし、実際の配当は利益均等化準備金（Profit equalization reserve）などに配当がプールされそこから支払われるなどある程度標準化されている（吉田 [2007]）。インドネシアでは特にムダーラバ定期預金が過半を占めており、例えばムシャーラカ投資資産のリスクとムダーラバ預金への配当はバランスせず、ムシャーラカなどの損益分配方式の投資は難しいとされる。

さらに、損益分配に基づくムシャーラカ・ムダーラバの実施は、投資対象事業の評価・モニタリングの重要性が一般銀行より高いことがムシャーラカ・ムダーラバの実施を困難にしている。資金運用者の事業の失敗による損失を、出資者である銀行が分担するため高いリスク評価技術を要する。そのためムシャーラカ・ムダーラバなど損益分配方式がインドネシアのイスラーム金融の過半を占めるようになるには難しいと思われる。

さらに関係者の間では、損益分売方式を逆手にとった事業者の倫理の欠如（モラルハザード）を心配する声も大きい。これは 1998 年アジア通貨危機の影響により、一般商業銀行の多くが債務超過になり、不良債権が 78%にも達するという異常な状態に陥った経験と、不良債権化した企業の多くが、実際は返済する体力がありながら戦略的に支払いを怠ったという経験から、企業のモラルハザードへの懸念は強く、今後、イスラーム金融の中核として損益分配方式を優先的に拡大していこうという機運は現段階ではあまりない。ムラーバハを通じて顧客との関係を強固にした上で、ムシャーラカなどの手法に徐々に移行するという漸次的な立場をとっている²。

表 2 イスラーム金融機関の種類

監督・管轄機関		組織	2007 年	2008 年 6 月	
中央銀行	イスラーム銀行	銀行	3 行	3 行	198 支店
	一般商業銀行のビジネスユニット	銀行	15 行	28 行	
	イスラーム庶民信用銀行 ^(a) （BPR Syariah）	補助的銀行・マイクロファイナンス	88 行	124 行	
協同組合省	Koperasi Jasa Keuangan Syariah (KJKS：イスラーム協同組合) ^(d)	協同組合	n.a.		
BKKBN ^(b)	BMT ^(c) Syariah	NGO,SHG	約 3,300 機関		

(a) Bank Perkreditan Rakyat:BPR は、一般商業銀行の下部に位置づけられる小規模金融銀行

(b)BKKBN：Badan Koordinasi Keluarga Berencana Nasional（国家家族計画調整庁）一応、管轄ではあるが、登録義務も、監督義務もない。

(c)Baitulmal Wattamwil:BMT, イスラームマイクロファイナンス機関。

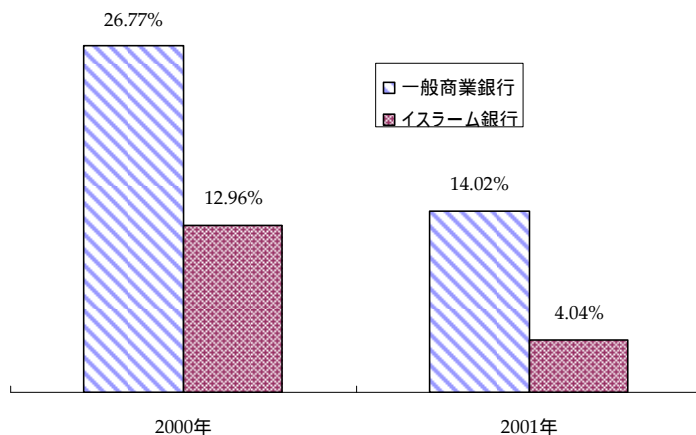
(d)出所 <http://www.radarsemarang.com/ekonomi/99-ekonomi/2353-aset-koperasi-syariah-tembus-rp-18-t.html>

２．イスラーム金融拡大の背景

2002 年、中央銀行はイスラーム銀行発展のための詳細な計画である“The Blueprint of Islamic Banking Development in Indonesia”（以下、青写真）を作成した。2002 年は、1997 年のアジア通貨危機によって大きな打撃を受け停滞を続けた一般商業銀行部門の貸出が増加に転じた時期であり、ようやく危機時から脱出して、インドネシア銀行部門全体に関する発展の将来像を具体的に描けるようになった時期である。その際にイスラーム銀行が注目された理由として、1997 年の銀行危機時に Bank Muamalat Indonesia をはじめとするイスラーム銀行のダメージが比較的小さかったため、イスラーム金融の有効性が改めて着目されたことが挙げられる。（図 2 不良債権比率の比較）

これに加え、イスラーム金融を通じて Organization of the Islamic Conference (イスラム諸国機構)加盟国に属するメンバー国の経済成長を促すことを目的とする国際機関である Islamic Development Bank もムスリム人口の多いインドネシアの将来性に注目し始めた。さらに、2003 年末に危機時に受けた IMF からの融資を完済し、海外の援助に頼らず自立的な財政政策に舵を切ったインドネシア政府は、財政赤字をまかなう資金源を確保する必要があった。そのため国際資本市場からの資金導入のための方策としてのスクーク発行は有力な財源とみなされた。加えて民間部門に中東など外国からの投資資金を呼び込むための手段としても、イスラーム金融市場の整備が重要課題となった。

（図 2） 不良債権比率の比較



（出所）Bank Indonesia [2002], “Cetak Biru Pengembangan Perbankan Syariah di Indonesia”

第2節 イスラーム銀行発展のための青写真

2002年に発表された青写真は、2002年からの10年間にむけたイスラーム銀行発展のために優先的にとられるべき戦略の指針として作成された。この青写真は、インドネシアでのイスラーム銀行発展のための中央銀行への手引きとして、またイスラーム金融関係者への基準となることを目的としている。さらに、インドネシアでは近い将来、中央銀行に替わってイスラーム銀行を含む銀行や金融機関を監督する専門機関が設立される予定であり、その監督機関が今後イスラーム金融機関を監督するための参考とすることも目的としている。

青写真の中で、イスラーム銀行がインドネシアで今後発展していくための問題点として、第一に包括的かつ適切な規制・監督の枠組みや手段がないことを挙げている。次に、イスラーム銀行のサービスを受けられる範囲がまだ限られていること、イスラーム銀行の手法が一般の利用者に十分に認知されていないこと、効率的な銀行運営を支える制度構造がないこと、銀行運営が非効率であること、損益分担ベースでない資金運用が多いこと、国際イスラーム銀行の水準を充たしていないこと、などを挙げている。青写真は、こうした問題点を解決していくための、具体的な発展のステップを示している。概要は以下のとおりである。2002年からの10年を3つのステージにわけ、それぞれに目標とする課題を掲げている。

第Iステージ（2002年 - 2004年）

- i) シャリーア・コンプライアンス
 - シャリーアに基づいた金融概念への理解の促進
 - シャリーア規範の構築の促進
- ii) ブルーデンス政策³
 - ブルーデンス政策と企業統治のための基礎作り
 - 規制ネットワークの向上
 - 銀行規制の向上とフィードバックメカニズムの構築
- iii) 効率的な運営と競争力
 - 規模の経済を確保するための支援
 - 人的資本の開発
 - 関係機関の相互協力
 - シャリーア調停機関の支援
- iv) システムの安定性と経済への貢献
 - イスラーム金融情報センターの設立の提唱
 - システミックリスクに対処するコストの調査

シャリーア契約の利点に関する調査

第 II ステージ (2004 年 - 2008 年)

第 II ステージでは、第 I ステージで明らかになった問題点に焦点を当てる。

i) シャリーア・コンプライアンス

より効率的なシャリーア監督活動の支援

国家シャリーア協議会 (DNS: Dewan Nasional Syariah) とシャリーア監視委員会 (DPS: Dewan Pengawas Syariah) の強化

一般的な公会計のように独立したイスラーム銀行を監督する技術を有するイスラーム金融監査の設立支援

シャリーア適格改善のためのインセンティブの開発

ii) プルーデンス政策

リスクベースの規制と監督の開発

市場の退出入に関する方針

iii) 効率的な運営と競争力

戦略的提携の支持

関係機関の相互協力

iv) システムの安定性と経済への貢献

イスラーム金融情報センターの役割強化

イスラーム金融格付け機関の支援

イスラーム保険預金の概念設計

自発的セクターに関する調査

損益分配方式の支援

第 III ステージ (2008 年 - 2011 年)

イスラーム銀行発展の最終ステージ。この最終ステージでインドネシアのイスラーム金融は国際水準の活動サービスができるようになることを予定している。

i) シャリーア適格

シャリーアと金融的側面を対応させる統一的格付け制度の実現

ii) プルーデンス政策

自主規制システムの構築

iii) 効率的な運営と競争力

国際的に活動可能なプレーヤーの指示

iv) システムの安定性と経済への貢献

包括的・統一的イスラーム金融システムの実現の支持

この青写真に沿って、イスラーム金融制度の整備が進められてきた。以下にその状況をまとめる。

第3節 制度的整備の状況

イスラーム金融のみならず、新たな仕組みが経済システムの中で円滑に運営されるためには、その活動を支える法律や規則などの制度的な環境の整備が不可欠である。インドネシアではイスラーム銀行運営を支える効率的な制度構造がないことが問題とされてきたが、会計基準や中央銀行規則の制定、イスラーム銀行法の制定など、制度の整備は着実に進んでいる。このような制度整備の背景には、国民の大多数がムスリムであるという人口的な要因もさることながら、国際金融市場におけるイスラーム金融の拡大をうけ、国際金融市場、海外投資家に対して、インドネシアはイスラーム金融の受け入れのための準備があるというメッセージを国内外に示す必要性であったことがある。

1. 法律の整備

「はじめに」でも述べたように、インドネシアでは 1992 年に初めて、イスラーム銀行に関する法的な枠組みが導入された。「銀行業に関する法律 1992 年第 7 号」(法律 1967 年 14 号の改正)で、「利益の配分」「損益分担システム」の概念が文言として組み込まれた。

スハルト退陣後の 1998 年 11 月、「銀行業に関する法律 1998 年 10 号」(1992 年銀行法の改正)が制定され、一般銀行と並び「シャリーア原則に基づく」というイスラーム金融が導入された。次いで 1999 年に「中央銀行に関する法律 1999 年第 23 号」が制定され、中央銀行が管理・監督する金融機関にイスラーム銀行が含まれた。

2000 年以降、改正銀行法、新中央銀行法の下、インドネシアはアジア通貨危機によって大きくダメージを受けた銀行部門の再生と再建に取り組んだ。その間、イスラーム銀行の青写真や API が発表され、中長期的な銀行部門の展望が示された。そして、それらに沿った銀行部門の再編が進む中、2008 年には「イスラーム国債に関する法律 2008 年第 19 号」と「イスラーム銀行に関する法律 2008 年第 21 号」が制定された。

スクークによる国債(SBSN: Surat Berharga Syariah Negara)の発行は、先に述べた国際資本のインドネシアへの導入と資金調達源を多様化させ、さらにインドネシア政府債券への需要を増やし、SBSN がインドネシア国内でのイスラーム金融のベンチマークとなることを目的としている。

イスラーム国債(SBSN)は、イジャラ、ムダーラバ、ムシャーラカ、イスティスナーの 4 種類の契約を基本とする債券が規定されている。2008 年度、政府は 117.8 兆ルピアの

国債を発行予定であり、そのうち SBSN の発行は 8 月に国内で 5 兆ピア、続いて 10 月に 22 億ドルをニューヨーク市場で発行予定であった。8 月のインドネシア初の国内 SBSN に対する市場の需要は旺盛で 8 兆ルピアの応札があった。しかし政府は予定額を引き上げることなくイジャラ契約の SBSN を 4.69 兆ルピアで発行した。しかし、国際市場での発行は、2008 年夏以降の米国のサブプライムローンの問題に起因する国際的な金融危機の影響を受け、延期となった。政府は市場の回復を待ち、2009 年第一四半期に発行する予定であるとしている。そのため政府は債券の原資として 13 兆ルピアの資産を準備している。

一方、イスラーム銀行に関する法律の制定を受けて、中央銀行にはすでにあるイスラーム金融に関する中央銀行規則を改定する必要性が生じている。そのため 2008 年 6 月に中央銀行は法律に合致するように約 20 の中央銀行規則の改定することを発表した。これに加え、イスラーム金融業務をより円滑に運用していくために新たな中央銀行規則も次々と制定されている。

2. シャリーア・コンプライアンス

イスラーム金融に関するシャリーア適格を判断する機関、一般にシャリーア・ボードと称される機関は、インドネシアでは国家レベルと各機関レベルに置かれる。さらに中央銀行にもこれらを仲介する組織が置かれる。国家レベルのシャリーア・ボードは、国家シャリーア協議会(DNS:Dewan Nasional Syariah)である。DNS は政府のウラマー組織である Majelis Ulama Indonesia(MUI)の下に組織され、MUI 内でのイスラーム金融機関の活動に関する問題を取り扱う。DNS は、イスラーム金融機関の金融取引をシャリーア原則とシャリーアの価値に照らし、内容を詳細に精査した上で、金融取引の指針をファトワという形で発布することをその任務とする。DNS は、36 名の委員からなる総会と 21 人の幹部からなる運営委員会からなる。イスラーム金融取引に関してのファトワは要求払い預金 (giro) に関する第 1 号が 2000 年 4 月 1 日に出されて以降、現在 61 のファトワが出されている。

一方、個別イスラーム銀行レベルではシャリーア監視委員会 (DPS:Dewan Pengawas Syariah) を設置しなければならない。委員の数は銀行が 2 名、シャリーア庶民銀行(BPRS: Bank Pembiayaan Rakyat Syariah)が 1 名である。各委員の DPS の掛け持ちは 3 つまで認められている。個別銀行の DPS の役割は、各銀行における金融活動がシャリーア適格であるかどうかを審議することである。またイスラーム金融の新商品をそれぞれの銀行が開発した場合、DPS が審議した上で DSN に新商品の申請を行い、DSN のファトワ交付を経て中央銀行からの許可を得る必要がある。

商品開発に関しては、DSN でいろいろな学派のメンバーが議論してファトワが出され、ひとつの商品が認められる。このプロセスを比較するとマレーシアなどは非常に自由であり、学派もハンバリ、ハナフィー などそれぞれの学派を柔軟に使い、各銀行はそれぞれす

べて契約ベースで自己責任において商品を販売している。マレーシアのイスラーム金融は先進的であるが、よりイスラームが守られていることがインドネシアのイスラーム金融の特徴であるといえる。

このようなシャリーア・コンプライアンスの実践を円滑に行うため、中央銀行は中央銀行内にイスラーム銀行委員会（Komite Perbankan Syariah）の設置を決めた（中央銀行規則 No.10/32/PBI/2008）。イスラーム銀行委員会は、MUI の出したファトワを中央銀行規則に反映させる機能をもつ。委員会はインドネシア銀行、宗教省および一般から選ばれた最大 11 名の委員からなり任期 2 年（最長 6 年）とする。主な任務は

- a. MUI のファトワをイスラーム銀行業に沿って理解すること。
- b. MUI のファトワの意味を中央銀行規則に反映させること。
- c. イスラーム銀行の促進、である。

3．会計制度の整備

イスラーム銀行に関する法律は、「1992 年銀行業に関する法律」でイスラーム金融の概念が導入されたものの、会計に関しては 2002 年までイスラーム銀行のための会計基準を持ち合わせていなかった。2002 年 5 月になりようやくイスラーム金融会計基準(2002 年 PSAK No. 59)が作成された。ムダーラバ、ムシャーラカ、ムラーバハ、サラーム/サラーム類似、イスティスナー/イスティスナー類似、イジャーラ、ワディーア、カルド、シャルフなど基本的なイスラーム金融商品をまとめた会計基準であった。

この 1 つの基準では十分にイスラーム金融取引を取り扱えないという批判の中で、2007 年 6 つの独立した会計基準が導入された。(2007 年 PSAK No.101 - No.106)

PSAK No.101 イスラーム金融財務報告

PSAK No.102 ムラーバハ会計

PSAK No.103 サラーム会計

PSAK No.104 イスティスナー会計

PSAK No.105 ムダーラバ会計

PSAK No. 106 ムシャーラカ会計

これらの基準は 2008 年 1 月 1 日より適用されるため、2009 年度の会計報告から具体的な運用方法をみることができる。表 3 は、2002 年と 2007 年の基準の比較である。

表3 PSAK No.59 と PSAK No.101-106 の比較

	PSAK59	PSAK101-106
会計基準数	1	6
対象法人	イスラーム銀行	イスラーム法人・一般法人
財務報告目的の記載	なし	シャリーア適格
		資金の説明責任
		収益性
測定方法	なし	ヒストリカル
		現在価値
		正味実現可能価額
イスラーム関係者規制	なし	あり

(出所) “PSAK Perbankan Syariah Baru: Pandangan Konsultan,” Sofyan S Harahap.

一方、PSAK No.59 には存在したが PSAK No.101-No.106 では対応していないものとして、イジャラ（公開草案 PSAK107）、ワディ - ア、カルド、シャルフがある。また、PSAK No.101-106 では、まだ規制されていないものとして、スクーク、タカフル投信、債券、資本市場取引などがあり、今後もイスラーム金融取引に必要な商品に関する会計基準の早急な作成が待たれる。

4 . 税制

イスラーム金融を促進するためのもっとも重要な問題が二重課税の問題であり、これを早期に解決する必要がある。現在、イスラーム金融取引に対しては所得税と付加価値税がかかっている。この問題の解決に関して財務省は、中央銀行規則で対応可能としていた。すなわち、中央銀行規則によってイスラーム金融取引を銀行取引と定めることにより、二重課税の問題は回避されるという見解であった。これに対して中央銀行は、2008 年 9 月 23 日に「中央銀行規則第 10/16/PBI/2008 号」(第 9/19/PBI/2007 号の改正) を出し、シャリーアに基づく資金調達、資金供与および銀行サービスは銀行業である旨を定めた。これにより今後イスラーム金融取引には、所得税だけがかかるようになる見通しである。これは、現在国会で審議中である、「2000 年第 8 号付加価値税および奢侈税」の改正の成立をもって解決される予定である。

5．流動性管理

現時点では、イスラーム銀行の流動性を調整する手段は整っていないが、中央銀行は2008年12月10日に発表された「中央銀行規則第10/36/PBI/2008号」で、イスラーム銀行の流動性管理をシャリーアに基づいた市場公開操作およびオーバーナイトでの預金・貸出制度（Standing Facility）によって行うことを定めた。シャリーア中央銀行証書（SBIS:Sertifikat Bank Indonesia Syariah）の発行やイスラーム国債の売買、レポなどを通じて行うとしており、この規則によって当面イスラーム銀行の流動性の管理の問題は対処されることになる。

第3節 イスラーム銀行の位置づけ

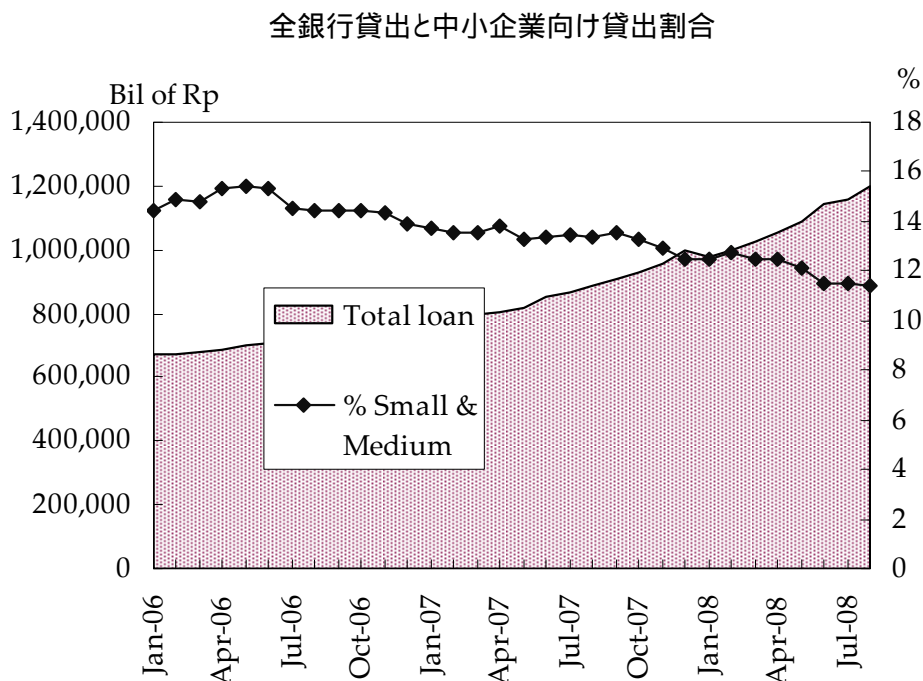
インドネシアにおいてイスラーム銀行の発展は、今後のインドネシア経済発展の重要な条件である。2004年に中央銀行が発表したAPI(インドネシア銀行部門再編計画)をはじめとして、国家経済中期計画、国家経済長期計画の中で、イスラーム銀行の発展はこれらの計画を達成するための重要な要素として組み込まれている。

APIの主眼は資本力のない脆弱な銀行群を整理し、バーセルII（新BIS規制）を遵守しつつ自己資本の拡充し、統合・合併による銀行経営基盤の強化を推進することである（濱田[2007]）。さらに国際的に通用する国際銀行を作ることも重要な目標である。この目標達成のために中央銀行は、イスラーム銀行と一般銀行との二重銀行システム(dual banking system)を選んだのである。

1．中小企業向け金融拡充の役割

前段のイスラーム金融拡大の背景の中で、イスラーム金融促進の目的のひとつに、国際資本市場からの資金導入があると述べた。これも重要な目的であるが、インドネシアでイスラーム金融に求められている役割は、一般銀行を補完してAPIの中で示されたインドネシア銀行部門発展と拡大を実現することであると思われる。具体的には、中小企業への貸出の拡充である。中小企業への銀行貸出の促進は、インドネシアの銀行部門が常に抱える問題のひとつである。図3は一般商業銀行の貸し出しと中小企業向け貸出しの割合の推移である。銀行はその貸出しの20%を中小企業へ貸出することを義務付けられているが、実際には中小企業への貸出しは減少の一途をたどっている。このため、イスラーム金融を活用することで中小企業への貸出しを増加させたいという思惑がある。

図3 全銀行貸出と中小企業向け貸出割合

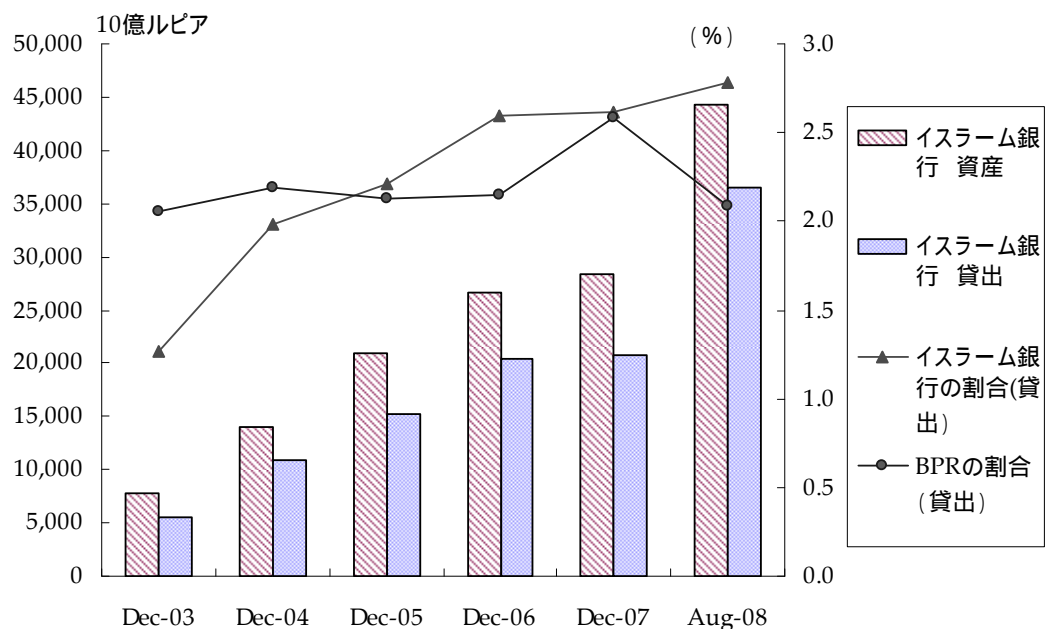


(出所) インドネシア銀行。

中小企業への貸出しの拡充は、非常に重要な課題であり、イスラーム金融の活用はそれに利するものであるように思われる。その一方で、政府は中方企業への貸出し促進政策として一般商業銀行の下に二次銀行(Secondary Bank)と位置づけている庶民銀行(Bank Perkreditan Rakyat: BPR)の整備も同時に進めている。したがって、中小企業への貸出しを巡ってイスラーム銀行と BPR は同じ市場で競合する危険性がある。

図4はイスラーム銀行と BPR を比較したものである。どちらも全銀行貸出しに対する割合は2%程度と小さい。図を見る限り、イスラーム銀行の貸し出しの伸びは、BPR の貸出しの減少分によってまかなわれているように見られる。これは、イスラーム銀行貸出しの拡大をそのまま喜ばしいことと受け止めてばかりもいられないことを示している。中小企業金融という同じ市場をイスラーム金融と BPR が奪い合うのではなく、パイを拡大していく必要がある。

図4 イスラム銀行の拡大



中小企業金融の拡大という点において、イスラム金融はより小規模の貸し出しを進めるなどマイクロファイナンスの手法を取り入れることで、成功する可能性が高いと思われる。インドネシアはマイクロファイナンス（商業的マイクロファイナンス）が進んだ国である。

先に述べた庶民銀行 BPR も非常に小規模な資金を提供するフォーマルなマイクロファイナンス実施機関である。BPR の範疇には、シャリーアに則ったイスラム庶民銀行(Bank Pembiayaan Rakyat Syariah : BPRS)がある。その数は現在 128 行で、約 1800 行ある一般 BPR のに比較すると 1 割にも満たないが、表 4 にあるように、BPR 全体における BPRS の資産・貸出額の割合は 2007 年には 4%に急増し、その後も拡大している。

表4 イスラーム庶民銀行 (Bank Pembiayaan Rakyat Syariah: BPRS) 拡大の様子

(単位) 百万ルピア

	2005	2006	2007	I-2008	II-2008	III-2008
BPRS シャリーア数	105	105	114	117	124	128
資産	60	91	1,207	1,295	1,456	1,576
貸出額	44	64	880	944	1,113	1,248
不良債権比率(gross)	10.60%	8.29%	7.99%	7.90%	7.51%	6.92%
不良債権比率(net)	9.47%	7.09%	6.62%	6.44%	5.54%	5.11%
BPR (一般) 資産	20,701	23,045	27,741	28,693	30,317	31,900
BPR (一般) 貸出	14,864	16,948	20,540	21,607	23,877	25,701
BPR シャリーア割合 (資産)	0.29%	0.39%	4.35%	4.51%	4.80%	4.94%
BPR シャリーア割合 (貸出)	0.29%	0.38%	4.28%	4.37%	4.66%	4.85%

(出所) インドネシア銀行

さらに、インドネシアではすでに BMT(Baitul Mal Wa Tamwil)というシャリーア原則に則った損益分配法式によるセミフォーマルなマイクロファイナンス実施機関が約 3500 事業を行っている。その資産は 3 兆ルピアとも言われる⁴。これはイスラーム銀行資産の約 7% にあたり、その数も拡大しており、ムスリムの多い途上国であるインドネシアでは、イスラーム金融によるマイクロファイナンスの可能性は大きいと思われる。

2. API に沿った銀行再編成の役割

イスラーム銀行の整備は、同時にインドネシア銀行部門全体の再編でもある。現在、28 行の商業銀行がイスラーム金融を専門に扱う部門イスラーム・ビジネスユニット (イスラミック・ウィンドウ) を置き業務を行っているが、イスラーム銀行法の制定により、今後はイスラーム・ビジネスユニットではなく、本体から切り離し、銀行の子会社として設立しなおす必要がでてきた。対象となるのはイスラーム・ビジネスユニットの資産が当該銀行の総資産の 50% を超える銀行と、その他の銀行においても 2008 年の法律の発効から 15 年以内にユニットをスピノフして子会社化しなければならない。

これは、イスラーム金融の業務を一般銀行の一部門としてではなく、専門銀行として特化することで、効率性および健全性、さらにイスラーム銀行としての正統性を確保することが狙いである。さらに、イスラーム・ビジネスユニットが銀行となることで、市場をさらに拡大することができるとしている。

そのためイスラーム・ビジネスユニットを通じて業務を行っている銀行は子会社設立に

性急に動く必要がある。しかし、子会社化には多額の資金が必要となる。インドネシア銀行は先の API における銀行の再編の中で、銀行の最低資本金を 2010 年までに 1000 億ルピア(約 9 億円)とすることを定めている。2008 年 6 月時点で 1000 億ルピアに満たない一般商業銀行は 22 行ある。これからもわかるように、イスラーム・ビジネスユニットをもつ銀行単独でその資本金をまかなうことは容易ではない。そのため子会社化に際し、資本が不足する場合は新たな投資を入れる必要がある。この場合、地場資本でも外資でもかまわないことから、イスラーム・ビジネスユニットのスピンオフにより新イスラーム銀行を設立する際に外国資本の誘致も期待されている。その先鋒になるのが BNI(Bank Negara Indonesia)である。BNI は 2008 年 3 月イスラーム・ビジネスユニットを切り離し、サウジアラビアの Islamic Corporation for the Development (ICD)と合併イスラーム銀行を設立する意向を表明した。それにより、1 億ドルの資本金と 64 の支店をもつ新イスラーム銀行が設立される予定である。

しかし、買収・統廃合を前提としてもイスラーム銀行子会社設立のための資本金 1000 億ルピアは高すぎるという批判がたえない。イスラーム銀行推進のためのインセンティブが必要という声に、中央銀行はイスラーム銀行設立時の資本金を 1000 億ルピアから 500 億ルピアに軽減することも検討している。この変更が実現するとイスラーム・ビジネスユニットの子会社化にも拍車がかかると期待されている。

単独での子会社化は負担が大きいと、イスラーム銀行子会社の設立の際には、合併・統合が行われる可能性が高い。さらに、中央銀行は一般銀行のイスラーム銀行への転換も推奨している。今後、イスラーム銀行への転換を希望する銀行が他行で子会社化された銀行を吸収・合併するなど銀行部門全体で再編が生じる可能性がある。これは、現在 128 行ある銀行を API に沿って 50 行程度に銀行数を減少させたい中央銀行の思惑とも一致する。

第 4 節 イスラーム金融拡大のための課題

2008 年の第 2 ステージ最終年が終了した時点で、青写真で予定されたものはどの程度実施できているだろうか。制度の根幹となるイスラーム銀行に関する法律と主だった会計基準はできた。シャリーア・コンプライアンスに必要な協議会、委員会も設置された。一方、紛争の際に調停を果たす機関は現在 BAMUI (Badan Arbitrase Muamalat Indonesia) しかない状態であり、中央銀行が普及のための重要性を説く情報センターである FKPPS もまだ設立されていない。しかし、すべてが完了していないものの確実に制度を整えているといえる。

法律の整備はイスラーム金融発展の必要条件ではあるが、十分条件ではない。整備された法律や規制をどのように遂行していくかが重要である。例えば 1999 年中央銀行法で、新

たに金融監督庁の設立が規定されているが、10年たってもまだ実現していない。このようなことが多く生じないように制度の運用と実践へのフィードバックという作業が今後の拡大の重要な鍵となる。

今後の拡大のための課題として、どの関係者も第一に指摘する課題が、イスラーム金融の国民全体への普及である。ムスリムが多いとはいえ、イスラーム金融への一般の理解は低い。今後、一般の利用者に理解してもらうよう、様々な場面で広告・普及に努める必要がある。そのためにはインドネシアでのイスラーム金融商品は高度な金融技術を駆使したものではなく、理解しやすい簡単なものである必要がある。その一方で、資本市場、保険、投信などでの幅広い分野での多様な商品開発も不可欠である。

イスラーム金融に対する理解不足の次に問題とされるのが、人材不足である。一般の人々にイスラーム金融を普及するためには、早急にイスラーム金融商品に関する知識をもった人材を育成する必要がある。2001年時点でイスラーム銀行のサービスはイスラーム商業銀行の51の支店に限られていたが、2007年には198支店に増え、81行だったBPR syariahも124行に増加し、イスラーム銀行のサービス拠点は確実に増えている。こうしたサービス拠点の拡大も今後の人材育成にかかっている。さらに損益分配方式による運用をイスラーム金融の要とするためにも、イスラーム金融の知識とともにモニタリング技術などを持った人材の育成が急がれる。

おわりに

アジア通貨危機により壊滅的なダメージを受けたインドネシアの銀行部門は、2002年に危機の後遺症から抜け出し、次の10年にむけた銀行部門の将来設計をようやく描くことができるようになった。その際に、イスラーム金融は金融市場の重要な構成要素として、その将来設計の中に組み入れられた。以来6年という期間が過ぎる中で、インドネシアのイスラーム金融は遅々としながらも確実に歩を進めてきたといえる。その間、世界ではイスラーム金融が、世界中を巡る大量な中東のオイルマネーとシンクロしながら、国際金融市場の有力な金融手法として確立していった。

2008年にイスラーム銀行法が成立したインドネシアは、遅ればせながら国際金融市場に対して、インドネシアがイスラーム金融のファシリティを有すること、今後イスラーム金融市場でのプレーヤーとしてふるまえることを世界に示すことができた。しかし、本章では、インドネシアにおけるイスラーム金融の役割は一般銀行と両輪となってインドネシアの国内銀行部門の発展を担うものとしてとらえ、イスラーム金融の世界のハブとしてのロンドンやマレーシア、それに続くシンガポールや香港が期待するイスラーム金融の役割とインドネシアでのそれとは異なることを述べた。しかし、政府はインドネシアの

イスラーム金融の目標を国内だけにはとどめていないようである。中央銀行は 2007 年にイスラーム銀行発展の数値的目標を達成させるための加速プログラムを発表し、2007 年-2008 年に実施すべき項目を並べた。そして Grand Strategy として 2008 年をフェーズ I とし、そこでイスラーム金融は銀行業を超え、資産は 40% 成長して 50 兆ルピアになることを目指し、2009 年のフェーズ II ではインドネシアのイスラーム金融が ASEAN の中で最も魅力的になり資産は 87 兆ルピア（75% 増）になり、2010 年のフェーズ III では ASEAN での第一となり資産は 124 兆ルピア（81% 増）となることを唱えている。

しかし現実にはインドネシア経済における金融部門の占める割合はまだ小さく、銀行部門の預金総額は GDP の 37%、貸出総額は 24% に過ぎず、資本市場規模も小さい。そのようなインドネシアにとって銀行部門・資本市場の発展は重要であり、国際水準に引き上げることも今後の課題ではあるが、その道のりはまだ遠いといえる。その中で確実に拡大しているイスラーム金融への期待は大きい。しかし、現在のイスラーム金融の割合は 2.06% であり、目標の 5% には 2010 年になっても達成できないだろうという見方が多い。資産成長の目標数値の設定は、産業の発展を促し、かつ確認するためにはもっとも分かりやすい指標であるが、往々にして数値達成のみが目標となる危険性がある。全銀行資産の 5% という目標の達成は早期に実現できなくとも、有望な市場であることに間違いはない。そのため、資産規模の数値だけにとらわれず、イスラーム金融をめぐる制度のさらなる整備・拡充に注力して強固なシステムを構築することが将来的な発展のための近道であろう。

(注)

¹ この傾向はインドネシアだけではなく、他の国でも同様の問題は指摘されている。

² 筆者ヒアリングによる。

³ プルーデンス規制とは金融システムの安定化の確保するために、信用秩序の維持を目的として銀行業務への参入規制などの競争制限的規制や、自己資本規制のようにバランスシート規制など金融機関を規制する政策のことである。

⁴ BMT に関する正式な統計はまだ整っていない。

[参考文献]

< 日本語文献 >

濱田美紀 [2007] 「インドネシア銀行部門の長期再編計画-2010 年に向けて」 アジ研ワールドト
レンド No137 (2007.2) アジア経済研究所。

吉田悦章 [2007] 『イスラーム金融入門』 東洋経済新報社。

----- [2008] 『イスラーム金融はなぜ強い』 光文社新書。

< 外国語文献 >

Ascarya[[2007] *Akad dan Produk Bank Syariah*, PT RajaGrafindoPersada, Jakarta.

Anhuri, A. G. [2007] *Perbankan Syariah di Indonesia*, Gadjah Mada University Press,
Yogyakarta.

Oqbal, Z., and Mirakhor, A. [2007] *An Introduction to Islamic Finance Theory and Practice*, Johnn
Wiley & Sons.

InfoBank[2007] *Edisi Khusus Syariah*, Jakarta.

Bank Indonesia [2002] *The Blueprint of Islamic Banking Development in Indonesia*.

[2004] *Arsitektur Perbankan Indonesia*.

[2007] *Kebijakan Akselerasi Pengembangan Perbankan Syariah 2007-2008*.

Statistik Perbankan Syariah, various issues.

Statistik Perbankan Indonesia, various issues.

Statistik BPR Konvensional, various issues.

All available at <http://www.bi.go.id>

Sri Nurhayati dan Wasilah [2008] *Akuntansi Syariah di Indonesia*, Salemba Empat, Jakarta.

